

**福祉用具計画作成の
ガイドラインを策定**

厚生労働省老健局は4月14日、「福祉用具サービス計画作成ガイドライン」をまとめ、同日付で各都道府県の介護保険主管部局等に事務連絡した。ガイドラインは、一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会（理事長 岩本文雄氏）が同省から受託した、平成25年度老人保健健康増進等事業「福祉用具専門相談員の質の向

上に向けた調査研究事業」（委員長 澤村誠志氏・兵庫県立総合リハビリセンター名誉院長）によってとりまとめられたもの。

ガイドライン策定には、各相談員による福祉用具サービス計画書の記載方法やアセスメント方法が確立されていなかったなどの背景がある。ガイドラインでは、アセスメントを「利用者の状態像に適した福祉用具を選定するための情報収集と分析の過程」と定義し、福祉用具専門相談員の目からみたアセスメントを行いやすくするため、福祉用具サービス計画書の「基本情報」と「利用計画」および「モニタリングシート」（訪問確認書）の様式を改定している。